

「(仮称) 栗子山風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、JR東日本エネルギー開発株式会社が、山形県米沢市において、最大で総出力34,000kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺には、複数の住居が存在することから、工事中及び供用時における騒音並びに供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

また、想定区域及びその周辺には、希少猛禽類であるイヌワシ及びクマタカの生息が確認されているほか、猛禽類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。

したがって、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 輸送ルートを選定

想定区域及びその周辺には、複数の住居、砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく保安林、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査において植生自然度が高いとされた植生等が存在していることから、本事業に係る輸送ルートを検討するに当たっては、既設道路の拡幅又は新設道路の設置等に伴う生活環境への影響及び自然環境への影響を回避又は極力低減することが可能な輸送ルートを選択すること。

(3) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が建設中であることから、本事業とこれらの風力発電設備による累積的な影響が懸念される。このため、他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(4) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音に係る環境影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在することから、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在することから、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、希少猛禽類であるイヌワシ及びクマタカの生息が確認されているほか、猛禽類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域及びその周辺には、「米沢スキー場」等が存在しており、直接改変によ

る影響等による当該人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者、利用者等の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討すること。